

戦前日本における幼稚園保姆検定制度

—保姆の資格程度の考察を中心に—

田中 友恵

(上智大学大学院)

はじめに

戦前の保姆養成は、官立の養成機関が非常に少なく、各種学校扱いの私立の養成機関、もしくは、保姆見習等を経て保育者となる者が多いという状況であった。幼稚園の普及段階においては、有資格保姆を確保することは必要不可欠であり、有資格者確保のために各府県で保姆検定が実施されるようになる。1925年の調査によると、検定によって保姆となった者の割合は保姆全体の24%、有資格者の41%をも占めている¹⁾。

このように、戦前の保育者養成史にとって、検定制度の考察は非常に大きな位置を占めるものにもかかわらず、従来この分野の研究は行われてこなかった。そこで本稿では、保姆検定制度の史的変遷を追うとともに、保姆検定から窺い知ることのできる保姆の資格程度を明らかにする。

1. 保姆検定の制度的変遷

保姆の資格は、1891年、文部省令第18号によって「幼稚園保姆ハ女子ニシテ小学校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ其他府県知事ノ免許ヲ得タル者トス」と初めて規定された。しかし、府県知事の与える免許状の程度等に関する規定は定められていない。幼稚園が全国的に普及していなかったこともあり、保姆免許規則を定めていない府県が多い状況であった。1900年、「小学校令施行規則」では、保姆の資格要件として、「保姆ハ女子ニシテ尋常小学校本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者、其他府県知事ノ免許ヲ得タル者」とされたが、ここでも府県知事の与える免許状の程度等に関する規定はなされていない。

保姆検定の制度が初めて明文化されたのは、1911年、小学校令施行規則のうち幼稚園に関する規定の一部が改正され、「保姆ノ免許ヲ得ルニハ検定ニ合格スルヲ要ス、前項ノ検定ハ小学校教員検定委員会ニ於テ之ヲ行フ、検定ニ関スル規定ハ府県知事之ヲ行フ」とされたことによる。しかし、科目や受験資格など、検定に関する詳細が示されることはなかった。

保姆検定制度が全国的に統一された基準のもとに行われるようになったのは1926年の「幼稚園令」発布後のことである。これにより、文部大臣の定めた保姆検定規則によって各府県の小学校教員検定委員会がこれを行い、合格者に対して地方長官が免許状を授与するという全国共通の保姆検定制度が成立した。1926

年度から文部省年報に小学校教員検定と共に保姆検定および保姆免許の授与状況が報告されるようになったことから、この時点をもって保姆検定制度が確立したとみてよいだろう。

2. 幼稚園令制定以前の保姆検定

1911年に小学校令施行規則が改正される以前には、保姆の検定に関する全国統一の規定はなかった。しかし、有資格保姆を確保する必要性から、保姆についても検定を行う府県が出始めた。

まず、幼稚園教育に関して先進的な京阪神地区の中で中心的な役割を担っていた大阪府では、全国に先駆けて師範学校を卒業せずに試験によって保姆資格を得る検定制度が創始された。1890年、大阪府は「幼稚園保育科保姆免許規則」(府令第15号)を制定した。10年後の1900年には「幼稚園保姆検定試験等ニ関スル規則」(府令第5号)として更に詳細な規則が定められた。

受験資格は満18歳以上であって、身体健全、品行方正な者とされた。保姆検定には甲種(認定)と乙種(試験)の2種類があり、甲種は「女子高等師範学校卒業生及同校保姆練習科卒業生」「従前ノ成規ニ依リ授与シタル幼稚園助手免許状ヲ有シ一箇年以上公立幼稚園ニ就職シ相当ノ経歴ヲ有スル者」「他府県ニ於テ幼稚園保姆免許状ヲ受得シタル者」「其学力品行等ニ関シ知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に対して行われた。乙種(試験)によって保姆免許を得ようとする者には、修身、教育、国語、算術、地理、歴史、理科、習字、図画、音楽、体操、遊戯法の試験が課せられた。なお「小学校本科准教員又ハ専科正准教員ノ免許状ヲ有スル者」「尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者」「高等女学校卒業生」については一部の科目が免除されている。このように、大阪府では科目数も多く、小学校教員検定と同様に、相当のレベルを保姆に求めていることがわかる。そして、単に小学校教員と同様の試験を行うのではなく、保育者の専門性とかかわる科目を課していることから、大阪府の幼児教育に対する認識の深さを窺い知ることができる。

一方、幼稚園数も多く、有資格保姆を獲得することが非常に難しい状況にあった東京府では、1890年に保姆を確保するための方策として検定試験を導入することを求める建議書が提出されている。そして、1891年に

出された文部省令第18号に基づいて、翌年、「幼稚園保姆免許規則」(府令第28号)が定められた。

それによると、保姆免許状を受けられる年齢は15歳以上とされており、大阪府の18歳よりも3歳低く、試験科目でも読書、作文、習字、算術、唱歌、保育ノ方法の5科目のみとされた。同日制定された「小学校准教員検定等ニ関スル規則」では、小学校令に基づき、科目及び其の程度まで示されており、保姆検定と小学校教員検定の扱いの差は歴然である。

このように、幼稚園令制定以前には、各府県共通の保姆検定制度は確立していなかった。1908年に公表された全国幼稚園調査によると、保姆検定試験を行っていたのは18府県である。また試験科目や受験資格、免許状の有効期限等についても各府県で統一された基準はなかったことが報告されている²⁾。

3. 保姆検定制度の成立

幼稚園令の発布により、「保姆ハ女子ニシテ保姆免許状ヲ有スル者タルヘシ」と規定され、保姆免許状は「地方長官ニ於テ保姆検定ニ合格シタル者ニ之ヲ授与シ全国ニ通シテ有効トス」と定められた。検定方式その他の運用については幼稚園令施行規則によって詳細に定められている。

保姆の検定は無試験検定と試験検定によるものとされ、無試験検定は、「小学校ノ本科正教員ノ免許状ヲ有スル者」「高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者若ハ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シタル者」「専門学校入学資格ヲ以テ入学資格トスル学校ニ於テ一年以上幼児ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者」「従前ノ規定ニ依リ保姆免許状ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シタル者」「其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適当ト認メタル者」について行われるものと定められた。

試験検定は、修身、教育(教育、児童心理、教授法及管理ノ大要)、保育(育児法、保育法、保育項目ニ関スル事項ノ實際)、国語、算術、歴史、地理、理科、図画、手工、音楽、体操、裁縫の科目について、尋常小学校本科正教員の試験検定の程度に準じて行うものと定められた。なお、高等女学校卒業者又は同程度の者は、修身、教育、保育、図画、手工、音楽、体操以外の学科目は除外された。

4. 保姆検定試験にみる保姆の資格程度

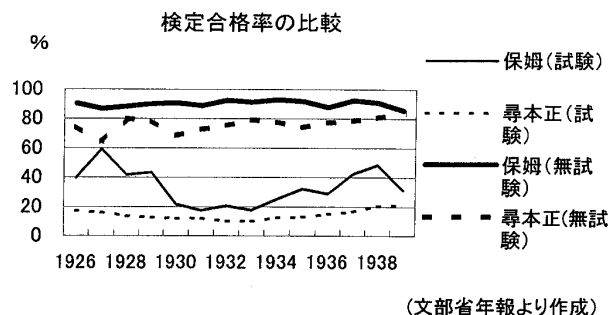
幼稚園令において、保姆は尋常小学校本科正教員程度以上の者と規定されている。つまり、保姆検定は尋常小学校本科正教員の検定以上であって然るべきであ

る。そこで保姆検定と尋常小学校本科正教員の検定を比較してみたい。

無試験検定の出願資格はほぼ同程度である。しかしながら、尋常小学校本科正教員の無試験検定が高等女学校の卒業によって出願可能であるのに対し、保姆の無試験検定では、高等女学校や専門学校を卒業するだけでなく1年以上の保育経験を有することが求められている。つまり、実地経験を重視するという点においては保姆の専門性が認められていると言える。

試験科目は尋常小学校本科正教員の試験科目に、保育と手工という保育技術、資質を問う科目が加わる分、保姆検定の方が多くの試験科目を課されていることになる。

このように、無試験検定の出願資格や、課される科目数等を見る限り、保姆検定の方が尋常小学校本科正教員検定よりも負担が大きいように見える。しかしながら、試験の難易度を推察する上で重要な「合格率」に着目した場合、無試験検定では、保姆検定は常に9割程度の合格率である。これは尋常小学校本科正教員検定の合格率が6割から8割であるのと比較して、非常に高い合格率であるといえる。また試験検定でも、保姆検定の合格率の高さは際立っている。



検定合格率からみた場合、保姆検定は尋常小学校本科正教員程度よりも易しい試験であったことが推察される。しかしながら、難易度こそ低いものの、検定科目に保育や手工といった保育者に必須の科目を加えている点や、保姆免許には実地経験が求められるという点において、その専門性が問われていた。

このように保姆検定からは小学校教員と比べて、知識よりも保育技術や経験、資質が重視される戦前の幼稚園保姆観を看取することができる。またこのような保姆観こそ、幼稚園令で規定された、資格程度は尋常小学校本科正教員に準じながらも、給与水準では小学校専科正教員程度に抑えられるという、戦前期の保姆に対する評価であったといえるだろう。

1) 文部省教育調査部『全国幼稚園ニ関スル調査』1926年。

2) 『教育時論』第821号、1908年、34頁。